

調査票記入例

文部科学省ホームページ掲載の『質疑応答集』も御確認ください。
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm
 ○学校基本調査>Q&A>質疑応答集(初等中等教育機関、専修学校・各種学校編)

学校調査票(中学校)

令和〇年5月1日現在

□ 辞令面により記入します。
 □ 私立中学校等で学校教育法上の職名を用いていない場合、下記により職務内容で判断してください。

- ・副校長：校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- ・教頭：校長及び副校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。
- ・主幹教諭：校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- ・指導教諭：生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善充実のために必要な指導を行う。
- ・教諭：生徒の教育をつかさどる。
- ・助教諭：教諭の職務を助ける。
- ・養護教諭：生徒の養護をつかさどる。
- ・養護助教諭：養護教諭の職務を助ける。
- ・栄養教諭：生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- ・講師：教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

□ 本務者には休職者、産休者及び育児休業者並びに産休代替者及び育児休業代替者を含めます。ただし、兼務者にはこれらの者は含めません。
 □ 再任用のフルタイム勤務者は本務者、短時間勤務者は兼務者に記入します。
兼務者への計上漏れ注意!

□ 校長が0名あるいは2名の場合は、調査票欄外に理由を簡潔に記入してください。(例 校長休職中のため等)
 なお、校長が2名(いずれも本務者)の場合は、「10」欄及び「12」欄に該当がないか必ず確認してください。

□ 私立中学校等で本項目の職名を用いていない場合、下記により職務内容で判断してください。

- ・教務主任：校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ・学年主任：校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ・保健主事：校長の監督を受け、中学校における保健に関する事項の管理に当たる。
- ・生徒指導主事：校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ・進路指導主事：校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- ・司書教諭：学校図書館法第5条の規定による司書教諭の資格を有している者で、学校図書館の専門的職務に従事する者として発令を受けている教員。
- ・舎監：校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における生徒の教育に当たる。

□ 正しい番号が記入されていますか。
 □ 公立学校のみ記入します。
 □ 正規の手続を行った学校のみ記入します。実態として、小中一貫教育又は中高一貫教育を行っていても、正規の手続を経ていない学校は記入の必要はありません。

電話 ()

所在地の市町村番号

3 設置者別	4 本校分校別	5 へき地等学校指定の有無(公立のみ)	6 小中一貫教育の施設形態	7 中高一貫教育の実施形態
11 国立 21 都道府県立 22 市(区)立 23 町立 24 村立 25 組合立 31 私立	1 本校 2 分校	1 指定なし 2 特別地 3 準へき地 4 1級地 5 2級地 6 3級地 7 4級地 8 5級地	1 施設一体型 2 施設隣接型 3 施設分離型 4 その他	1 併設型 2 連携型

8 教員数

本務者(休職者等を含む。)		兼務者(休職者等を除く。)	
校長	副校長	教頭	主幹教諭
10	6	3	3
計	16	計	6

9 職員数(本務者のみ)

本校職員		その他の者	
事務職員	栄養職員	警備員	その他
0	0	0	0
計	0	計	0

10 「8」の本務者のうち休職等教員数(再掲)

休職	産休	育児	計
0	0	0	0

11 「8」の本務者のうち教務主任等の数(再掲)

教務主任等	特別支援学級担当教員
1	7

17 「16」の生徒数のうち帰国生徒数(再掲)

学年	1	2	3	計
0	0	0	0	0

18 「16」のうち外国人生徒数(再掲)

学級数	生徒数	担当教員数

□ 育児休業教員≧育児休業代替教員となっていますか。なお、育児休業教員1名に対し、代替教員(本務者に限る)を2名配置している場合等はこの限りではありませんが、その旨を調査票欄外に簡潔に記入してください。

□ 学校教育法施行令第25条第1項第5号による届け出により認められた二部授業を行う学校で公立のみ対象です。□ 公民館等の社会教育施設等で開設しているいわゆる自主夜間中学校は除きます。

□ 公立学校のみ記入します。「負担法による者」とは、都道府県費負担に係る都道府県立学校の職員及び市町村立学校職員給与負担法(指定都市においては義務教育国庫負担法)による職員をいいます。
 □ 臨時職員(事務職員、栄養職員)を含めた人数を記入します。

□ 辞令面により記入します。
 □ 公立学校の場合、週30時間以内勤務の非常勤職員は兼務者とみなし計上しません。なお、警備員等での職員と比べて勤務の様態が非常に異なっている者でも、1週間の勤務時間数が他の職員と同じである場合は、常勤の非常勤職員に計上します。
 □ 夏休み期間中、雇用解除する非常勤職員は計上の必要はありません。

□ 非常勤講師はこちらへ記入します。
 □ 手引の「法令に定める条件」を満たす市町村費負担の教員(指定都市においては指定都市が独自に負担する(国庫負担のない)教員を記入します。)

□ 国立、公立学校のみ記入します。
 □ 国立、公立学校のみ記入します。

□ 留学者：国内又は外国の大学及び教育研究所へ研修のため6ヶ月以上継続して派遣されている者。(国立大学附属学校へ派遣されている者を除く。)
 □ 海外日本人学校派遣者：長期研修出張の扱いで文部科学省の委嘱により、在外の日本人学校又は補習授業校に派遣されている者。
 □ 大学院派遣者：教育センター長期研修者もこちらへ記入します。

□ 学校に籍はあるが、例えば教育委員会事務局、教育研究所、公民館、理科センターに専ら勤務する者や国立大学附属学校へ派遣されている者、青年海外協力隊派遣者をいいます。

□ 各欄の区分については以下の者を記入します。
 ・事務職員：地方自治法第172条に規定する者で主事、事務主事等の名称で発令されている者、又は、主事補、事務主事補、事務補佐員、事務補助員等の名称で発令されている者。
 ・学校図書館事務員：学校図書館専任の職員。
 ・養護職員(看護師等)：看護師(准看護師含む)、保健師など養護をつかさどる職員。
 ・学校栄養職員：学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員。(学校給食法第7条)
 ・学校給食調理従事員：「学校栄養職員」以外の学校給食の調理に従事する者。
 ・用務員：学校の環境の整備その他の用務に従事する者。
 ・警備員・その他：学校警備員、寄宿舎指導員、ボイラー技師、実習補佐員、その他の職員。

16 学年別学級別生徒数

学級区分	1学年	2学年	3学年	計
1組	30	37	31	
2組	31	36	30	
3組			0	
4組				
5組				
小計	61	73	61	
2個学年				8
2個学年				0
特別支援学級				0
知的障害	7			7
肢体不自由	8			8
言語障害				2
自閉症・情緒障害				1
計	70	82	70	222

□ 該当する学級種別の番号が正しく記入されていますか。
 □ 学級は設置されているものの、在籍生徒がない学級がある場合、当該学級欄に「0」を入力します。

□ 育児休業者は計上しません。
 □ 私立の学校では全て「その他の者」に記入します。

□ 国立、公立学校のみ記入します。
 □ 国立、公立学校のみ記入します。

□ 手引では省略可となっていますが、本県の場合は必ず記入してください。

□ 特別支援学級担当教員≧特別支援学級数となっていますか。なお、1名の特別支援学級担当教員が2学級以上を兼ねている場合等はこの限りではありませんが、その旨を調査票欄外に簡潔に記入してください。

19 夜間その他特別な時間において授業を行っている学級数・生徒数・教員数(公立)

学級数	生徒数	担当教員数

送信日時 20XX/05/01 09:00

□ オンライン調査システムで回答した調査票については、調査票右下に送信した日付が表示されます。空白になっていないか、表示されているのが本年度の日付かを必ず確認してください。